

鹿嶋市立中野西小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等をするため、「鹿嶋市立中野西小学校いじめ防止基本方針（以下「中野西小学校の基本方針」という。）を策定いたしました。

今後、この「鹿嶋市立中野西小学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭、その他関係者と協力して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

平成26年4月起

（最終改訂 令和2年4月）

鹿嶋市立中野西小学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

（2）いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

（3）教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。

ア いじめはどの児童にも起こりうる、またいじめはどの児童も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に児童の行動を把握する。

イ 何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示することによって、児童と教職員がいじめは何かについて常に意識する。

ウ いじめの未然防止には、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

エ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。

オ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害児童

を守り、加害児童に毅然とした態度で指導をする。

(4) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

ア 未然防止への取組の徹底

イ 早期発見への取組の徹底

ウ 早期解消への取組の徹底

エ 関係機関との連携の徹底

オ 教職員研修の充実の徹底

2 「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)の改訂を受けて

(1) けんかに係る記述の改正(「けんか」をいじめの定義に追加)

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景になる事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 学校評価

ア 学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況(アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況)を評価項目に位置づける。

イ 学校いじめ防止基本方針に、年間を通じたいじめの早期発見、事案対処、校内研修等の取組を位置付ける。

ウ いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発声した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する。

(3) 学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

(4) 道徳教育の充実について

児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学級や全校での道徳を推進する。

(5) いじめの「解消」の定義

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその

保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

(6) 保護者及び地域に対する周知

保護者など広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

(7) 特に配慮が必要な児童への対応

ア 発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

エ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

3 「中野西小学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

(1) 会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、その他校長が必要と認める者

(2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は会議を総理し、会議を代表する。

(4) 会議は次に上げる事務を所掌する。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

イ いじめの未然防止や早期発見に関すること。

- ウ いじめ問題の認知とその対応に関すること。
- エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
- オ いじめの相談窓口として相談を受けること。
- カ 教職員研修の企画、立案に関すること。
- キ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること。

(5) 会議は校長が招集する。

(6) 会議は次の区分で招集する。

月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集する。

(7) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

4 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道德教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

ア 授業、学級活動やホームルーム活動

授業、学級活動やホームルーム活動においては、児童が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(ア) 授業においては、言語活動を定期的に、かつ効果的に取り入れ、児童同士のコミュニケーション活動を通して、児童の自己有用感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）や共感的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培い、自己指導能力を高める。

(イ) 学級活動での話し合い活動や体験活動等を、児童が主体的に取り組めるように工夫することによって、児童同士の絆を深め、かつ社会性を育む。

また、児童が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくい学級の環境をつくりだす。

(ウ) 障害への理解を深めるための指導や相互に互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を児童が安心して何でも話し合える居場所にする。

イ 児童会活動、学校行事

いじめに向かわない児童を育成するため、児童会活動、学校行事及びクラブ活動の中で、全ての児童が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理

解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

- (ア) 縦割り班活動等の体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で児童が他者のための奉仕活動等や、異年齢の児童と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。
- (イ) 学校行事等を児童が自ら考え取り組めるように工夫し、児童会活動や委員会活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることを通して、いじめに向かわない人格づくりをする。
- (ウ) クラブ活動において、目標に向けて努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験することを通して、忍耐力や達成感を養い、いじめに向かわない人格づくりをする。

ウ 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う児童との教育相談のときにも、自分自身だけでなく、他の児童がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。

- (ア) 日頃から担任や授業担当者が、児童と気軽に話せる関係を構築する。
- (イ) 定期的に行う個別面談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。
- (ウ) いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば児童の訴えを傾聴する。
- (エ) 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。
- (オ) 必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。

エ 教育活動全体を通して

いじめはどの児童にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、児童の観察等を行うことで、児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候（例 以下の（ア）～（オ）等）を見逃さないよう努める。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、当該児童へ個別に声がけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握をする。

- (ア) 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。
- (イ) 朝の学級活動等で、いつもより元気がない。
- (ウ) 授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の児童とあまり話さない。
- (エ) 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。
- (オ) 親しかった友達との付き合いがなくなり、ひとりで過ごす。

オ 児童の主体的な活動

いじめの被害を受けている児童が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けことができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等の互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する。

カ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見

教職員は、いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から児童へ個別に声がけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

ア アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を毎月行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめもアンケートに記入させる。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

イ 保護者との連携

学校での児童の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも児童の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

また、保護者用のチェックシート等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

ウ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室、スクールカウンセラー、市相談員の利用とともに、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を児童や保護者へ周知する。

(3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめの防止対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を県教育委員会に報告する。

ウ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指

導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に児童を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

オ 重大事態の調査と報告

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

その調査結果については、市教育委員会を通じて県教育委員会へ報告する。県教育委員会が再調査を行う必要があると認めた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

5 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

(1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「県の基本方針」の「Ⅳ 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであるとして、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、個別面談等でアンケート調査や聞き取り調査を行い、児童の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、児童が在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

6 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

7 重大事態への対処

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対し行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、被害児童の状況に着目して判断する。

<事例>

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

第2号の「一定期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が、7日間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合、鹿嶋市教育委員会に報告する。報告を受けた鹿嶋市教育委員会は重大事態の発生を市長へ報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに鹿嶋市教育委員会に報告し、鹿嶋市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、鹿嶋市教育委員会が主体となって行う場合がある。従前の経緯や事案の特性、被害児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、鹿嶋市教育委員会において調査を実施する。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、被害児童又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を鹿嶋市教育委員会又は学校が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を市長による調査として実施することが考えられる。